一般教育訓練給付制度

入会金・受講料の20%(上限10万円)が
ハローワークから支給される制度です。

以下、教育訓練給付制度に関する説明は、全て「一般教育訓練」についての内容です。「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」ではありませんのでご注意ください。

教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者※(在職者)または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、一定の修了要件を満たして修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った入会金・受講料の20%(上限10万円)がハローワークから支給されます。

※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

注意事項
- ●一般教育訓練給付制度のご利用をお考えの方は、受講申込前にTAC発行の「教育訓練給付制度パンフレット」にて制度の内容ならびに対象コースを必ずご確認ください。
- ●一般教育訓練給付制度をご利用希望の場合は、「教育訓練給付制度申請申込書」をTACへご提出ください。

詳しくは以下の『申込みから受給まで(各STEP)』をご確認ください。

申込みから受給まで

STEP 1
受講申込み前にチェック!

本人の支給要件※を確認
受講開始日において支給要件期間(*1)3年以上で利用できます。
(当制度を初めて利用する場合に限り1年以上で利用可)
過去に利用したことがある場合は、給付制限期間(*2)にご注意ください。

※支給要件は、本人の住所を管轄するハローワークでご確認ください。

STEP 2
TACで講座(対象コース)申込
別途給付制度利用の申請申込みが必要です。
講座申込後1ヵ月以内にTAC受付へ「一般教育訓練給付制度申請申込書」を提出してください。

STEP 3
修了要件があります。

TACで受講開始
〈受講期間中〉
【通学】講義・答練へ出席
修了日までに出席率80%以上
【通信】添削答案を提出
修了日までに添削答案提出率80%以上

【通学・通信共通】
教育訓練給付制度修了試験において60%以上の正答率が必要です。
修了試験は、各講座独自で実施され、講座が修了する約2ヵ月前にTACより修了試験問題がご自宅へ郵送されます。

※修了試験は、資格試験(本試験)とは異なります。また、資格試験の合否は修了要件とは関係ありません。

STEP 4
TACで受講修了
修了要件を満たした方には、指定講座の受講修了日後1週間以内に教育訓練修了証明書等を郵送いたします。

※この期間に書類が届かない場合は至急ご連絡ください。

STEP 5
ご本人による申請手続が必要です。

ハローワークへ支給申請
TACから郵送された修了証明書等の必要書類を原則修了日の翌日から1ヵ月以内に本人の住所を管轄するハローワークへ提出し、給付金の支給申請を行ってください。

STEP 6
ハローワークで申請が受理されると支給されます。

教育訓練給付金受給
支給申請後に対象金額(受講者本人が支払った入会金・受講料)に対して一律20%(上限10万円)が支給されます。

(*1)支給要件期間…受講開始日までの間に雇用保険の一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者として雇用された期間(雇用保険への加入期間)をいいます。
(*2)給付制限期間…前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

★詳細についてはTAC発行の「教育訓練給付制度パンフレット」をご覧ください。

ホームページは TAC給付 検索 https://www.tac-school.co.jp/kyufu.html

2020年8月26日現在

「一級総合設計製図本科生」での一般教育訓練給付制度のご利用について

「一級総合設計製図本科生」は対象コースではありませんが、「一級設計製図早期講義」を除いた「一級設計製図本科生」に該当する部分は対象となります。

一級 総合設計製図本科生 ＝ **一級 設計製図早期講義** ＋ **一級 設計製図本科生**

制度利用をご希望の場合は、下記【注意事項】を必ずご確認ください。
また、講座のお申込とは別に「一般教育訓練給付制度申請申込書」の記入提出が必要です。
制度の詳細及び、対象となる金額や手続方法は、ＴＡＣ各校受付窓口までお問い合わせください。

【注意事項】

■「一級設計製図早期講義」は対象とならない為、「一級設計早期講義」に該当する受講料は教育訓練経費の対象となりません。

■通学メディア(教室講座)でご利用の場合、対象となるコースの開講日においてご自身の支給要件を満たしていることが必要です。
「一級建築士設計製図本科生」の開講日
※「一級設計製図早期講義」は修了要件となる出席率の対象となりません。
教育訓練の修了日は「一級建築士設計製図本科生」の講義最終日の１週間後(予定)となります。
※Ｗｅｂフォロー やＤＬフォローによる出席は出席率に加算されません。

■通信メディアでご利用の場合、教材初回発送日においてご自身の支給要件を満たしていることが必要です。
「一級建築士設計製図本科生」教材初回発送日(Web 通信講座) 2022 年８月３日 (水)
※「一級設計製図早期講義」で実施する添削答案は修了要件の提出率の対象となりません。

■「二級総合設計製図本科生」は対象コースではありません。教育訓練給付制度をご希望の場合は、対象コースの「二級設計製図本科生」をお申込みください。
※「二級設計製図本科生」に別途「設計製図早期講義」をお申込みいただくと「二級総合設計製図本科生」と同じカリキュラムをご受講いただけます。
その場合も制度の対象部分は「二級設計製図本科生」のみとなります。